

動物愛護運動のはじまり

中村 隆文

はじめに

動物愛護運動は、近年喧しいが、その日本に於ける歴史的研究は未だ存在せず、そのためそれは、欧米の影響を一面的に受容して形成された運動として理解されてきたと思われる。欧米では、こうした運動は、キリスト教関係者によつて多く担われており、当初筆者もこうした意味合いからこの運動を考え、欧米化の流れから理解しようとして試みていた。しかし実際にこの研究に着手してからその考えが必ずしも当を得ていないことに気づいた。つまりキリスト教的思想潮流に全面的に依拠していると考えていたこの運動のスポンサーが大きくいえば仏教界であり、仏教徒がキリスト教徒および当時の知識人たちと超宗教的に連携を組み、運動の最初期から積極的な活動をしていたのであった。

そこで本稿では、近代日本における動物愛護運動開始以前の愛護論から稿を起こし、同運動がどのように準備され、具体的に動き始めたのかを、できる限りクロノロジカルに追跡することで、同運動の性格と実態を明らかにする。と同時に、在来文化が欧米の文化といかに混淆し、実際の運動の中で展開していったのかを見ていきたい。

第一章 巖本善治と「禽獣嘆」

—キリスト教主義の動物愛護

動物愛護に関する最初期の議論は、管見の限りでは、「女学雑誌」誌上における巖本善治のものと考えられる。その代表的な論文は、同誌第二〇一号（明治二十三年二月二日）社説として掲載された「禽獣嘆」であり、内容は、これ以後の動物愛護論のひな形とも言

えるものである。

先ず、巖本は、虐待されている動物について、次のように述べている。

「嗚呼禽獸は何によりて如此く虐待せらるべきの義務ありやと。世人皆云ふ、人は万物の靈なりと、万物の靈は万物を虐待するの権ありや、鴛鴦陸まじく池水に浮かぶ人は何の権ありて其一を殺らし彼等が愛情を痛むることを得る乎、燕雀戯むれて枝頭に轉づる人は何の徳ありて之を殺ろし彼等が楽しみを破ぶることを得る乎、漠然として云ふ吾は万物の靈長なりと、吾人は斯る残酷なる靈長に服する能はず」

巖本の主張は、人間が、いかに万物の靈長であつても、それゆえ他の動物を害する権限を持つものではない、という書き出しから始められる。しかし、彼がキリスト教主義の立場に立つ以上、肉食については簡単に否定できないため、次のように、この主張を若干補正している。

「吾人は必ずしも好みて極端の論を為ものにあらず、左れば敢て仏者に倣らひて一切殺生する勿れと云はず、亦た菜食會員に同じて惣べて肉食を禁ぜよとも云はず、若し適宜に馬を御し又た必要の限り肉を獲るの処置を為さば之れ反つて天然の理法に遵ふものと云ん、左ば彼の特更に獸類を虐待するもの若しくは戯れに禽獸を殺して慰さみと為ものに至りては、吾人之が為めに痛恨して極まること

なし、(中略、筆者) 嗚呼人類よ汝若し慰さまんことを欲せば遊獵の外に尚ほ幾多の楽しみあらん 須らく去つて之に従ふべし」

巖本は、動物への人間の姿勢を、仏教の不殺生戒ほど厳密には考えず、馬の使役や肉食も必要である限り認めている。しかしことさらに動物を虐待したり、慰みものにする為に殺害したりすることを忌避し、何よりもその典型として遊獵を批判していたのである。

さらに、彼はその翌年の第二六五号(明治二四年五月一六日)に、「生物に信切なれ」という文章を掲載している。その中で欧米人の言葉を引用しつつ、

「動物に信切なれと言ふは、人に対して信切の徳を要むるに均し。ジャーネー曰く、動物を虐待するものは、自から亦た人を虐待するに至らんと。是れ人情墜落自然の道ゆき也」と述べている。

つまり動物に親切であるということは、人間に親切であることと同じ意味であり、動物を虐待する者は、いずれ人間をも虐待する者になると、動物虐待を人間性の問題として捉えていたのである。

この問題、動物虐待と人間虐待、という考え方は、今後この運動で必ず繰り返される主張の一つとして、とりわけ青少年教育から始めて語り継がれていくのである。

第二章 動物愛護運動への胎動

第一節 仏教的動物愛護論の開始

明治二〇年代後半に入ると、仏教側も愛護論を徐々に展開し始める。一例を挙げれば、明治二八年六月三日付の「婦人雑誌」第八九号—この雑誌は浄土真宗の婦人部を対象とした広報誌である—に、「無益の殺生を戒む」という、次のような子ども向けの記事が掲載されている。

「春暖になると、いろいろの虫類が、生じて来る中、蜻蛉とんぼ、促織はたおり、蟬、蛙、の如き少しも、人間に対して、罪なきものを、いたづらに、面白さに、玩弄に、無闇に殺して楽むは、無益の殺生とて、恐しき罪なれば、深く慎むべきことなり、生としいけるもの、命を惜まむものはなし、左れば我が命の惜きことを思はず、彼の心をも察しやるべし」⁽¹⁾

こうした主張が、仏教的愛護論の典型である。つまり仏教に入信したときの「五戒」の最初である「不殺生戒」（生き物を殺してはいけない、という戒め）に則って、生物愛護論を展開する、最もオーソドックスな生命尊重モラルである。

明治三〇年代にはいると、こうした愛護論は、対象を動物に傾斜させつつ、さらに大きく取り上げ始められる。その主な掲載紙は、

浄土真宗門徒桜井義肇が編集長を務める「中央公論」であり、同誌は当時一般誌的な編集方針が採られていたにも拘らず、この点に關しては、仏教的な愛護論を推進していた。

明治三十一年二月に同誌に発表された「他動物愛護の聲」には、虫や魚はさておき、鳥や動物に焦点をあわせた愛護論が展開される。

「吾人微意は唯一人たりとも他の動物を憐む人の出でんことを望むに在り、遊獵排撃は一部分なり、要は他動物愛護の趣意の広く世人に納得せられ従来の如き他動物に対する残虐の日を逐うて減ずるに至らんことを望むに在るのみ」⁽²⁾

遊獵に反対することで、動物愛護の趣旨を徹底させたい、というのが論旨であるが、これ以後は鳥・動物を対象とした記事が続々と掲載され始める。

またこうした論議は前月の同誌一月号から展開(3)され始め、同誌二月号には、さらにそれへの反響が記されている。

その反響としては、「仏教青年会員某」の投稿した「残忍なる運動會」という記事—これは、東京三崎の学校での豚を撲殺する遊戯、および向島の学校での鶴を追い回し、その後殺害するという運動—などの残忍な種目のある運動會を批判している。

また「痛身生」の「店頭の屠鶏」という投書では、鶏肉店の店先で鳥を屠殺することについての批判的な意見が述べられている。⁽⁴⁾

さらに仏教的な立場を鮮明にする意見が、同誌に「基督教徒と遊

「遊獵」(明治三二年二月号)と題されて掲載されている。この論説は、先ず徹底的な遊獵批判と仏教徒のそれへの規範を明らかにすることからはじまる。

「吾人は遊獵を以て人間の罪惡なりと確信するものなり、動物としては同等の権利ある他の動物を如何に法律の禁なければとて之を銃殺することに忍びず、吾人は禽獸を見ること我が家族の如くす、虫魚を見ること我子女の如くす、之を愛し之を憐み之と共に世界を愉快に暮さんと欲す、仏教はたしかに此の如き慈悲を人間に勧告せり、故に吾人は殊に仏教徒に向つて遊獵排撃に力を尽くすべきことを勧告せり」⁽⁵⁾。

遊獵罪惡であると前提し、慈悲をもち、全ての動物を愛する宗教が仏教である、と宣言し、それゆえ仏教徒はことさら遊獵排撃に努力すべきであると勧告している。この文章は、仏教の教義を前面に押し出し、動物愛護の正系は仏教にあるとの主張の一翼をなしている。ついで、矛先はキリスト教批判へと向かう。

先ずキリスト教の教義を持ち出し、

『彼の凡有生之動物皆為爾食我以之賜爾』と説ける基督教の徒は如何にすべきかといふに、此文若し文字通りに解釈すべきものとせば此の如く残忍なる宗教は吾人の飽迄排斥せざるべからざる所、基督教の他に於ける百千の善言嘉訓も此一言の為に全く其価を失ふて基督教は恩禽獸に及ばざる野蠻の一教に過ぎずと云はざるを得ず⁽⁶⁾、

と徹底的にキリスト教を批判していたのである。

さらに、

「思うに今日我邦基督教徒の中、善良なる君子少なしとせず、此の如きの人豈其經文に拘泥して博愛を他動物に及ぼさざるを欲せんや、吾人は基督教徒の亦遊獵排撃に協力せられんことを願ふて止まざるなり」⁽⁷⁾、とキリスト教の教義に従えば、人間以外の動物に「博愛」を及ぼすことはできないが、それを乗り越えて遊獵排撃に協力するように、というのがその趣旨である。この時点で漸く仏教側は動物愛護へ積極的に興味を持ち始め、キリスト教側と言わば一種の「本家」争いを開始したのであった。

第二節 副牧師廣井辰太郎と「誰か牛馬の為に涙を濯ぐ者ぞ」

この節では、動物愛護運動の創始者となる廣井辰太郎(一八七六一九五二)とその運動の引き金となった彼の論説「誰か牛馬の為に涙を濯ぐ者ぞ」を取り上げる。

廣井の経歴は、佐賀県柳川に生まれ、長崎県のカブリー英和学校(後の、鎮西学院)を経て、新教神科大学(ドイツ新神学伝道のための教育機関、スピネル「Winifrid Spinner」一八五四—一九一八)創設)を卒業後、独逸普及福音教会副牧師、福井中学教諭、法学院大学(後の中央大学)教授、東洋大学教授を務めている。この論説は、彼の副牧師時代のものである。

一八九九（明治三二）年八月五日および八月二〇日の「太陽」に連載されたこの論説は、廣井が後の動物虐待防止会を創設することのきっかけとなったものである。と同時に、動物虐待問題がこの記事から各種ジャーナリズムに取り上げられ始める。

では、次にその内容を見てみよう。その前文では、

「人を以て万物の靈、創造の極となすは、古今一徹東西一様なり。（中略、筆者）夫れ人を以て万物の靈となすは、その暴力と暴力的競争の勝利に就いて言ふにあらずして、その智力の精緻、情操の高雅、旨義の高尚なるにあり。（中略、筆者）吾人は人が万物の靈なりと云ふ前提より、無益の殺生、過度残忍の駆役は、人道の許さざる所たるを断言せんと欲す。（中略、筆者）吾人は宜しく常に必要、利益を慈悲心との釣合を以て殺生、使役の心得となすべきなり。換言せば無益の殺生は全然之を廃し、彼等を使役するに当ては、彼等も又吾人と同じく、有感有情の動物なることを忘るべからず」と慈悲心をもち無益の殺生をせず「人道」に反しないように動物を扱い、また動物にも人間と同等の感情があることを説いている。ここで語られる「人道」という言葉は、前章で言及した巖本の「人間性」と等しく使われている。ちなみに「人道」とは、日清戦争前後から徐々に使用され始め、この時期に流行する用語で、日本赤十字社の運動とともによく語られる言葉である。その原義の「人の人たる道」という意味は、この時期では特に敵味方や国家、宗教を越えた普遍

的な人間の道、という意味から捉えられ、超宗教的な立場、超国家的な立場を表すときによく用いられた。

廣井の立場もその意味では、従前のカトリックやプロテスタントと呼ばれるキリスト教徒とは異なっている。本来が聖書の記述を歴史的に検証するドイツ新神学という日本にとっては新しいキリスト教を学んだ上に、この時期は、宗教の統一を目指していたユニテリアン協会に近づいている（後、入会する）。その意味から、この論説において、「慈悲心」などの仏教用語を用いたり、動物と人間に共通した感情があると主張しているのは、その点と関連のあることと考えられる⁶⁾。要するにこの前文で廣井の伝えたかったことは、「人道」からの動物愛護論であるといえよう。

つづいて、その後半および次号（八月二〇日）では、その対象を牛馬に絞り、以下の五項目を主張している。

一、牛馬酷役は人情に反す

「人に惻隱の心あり、故に病者を憫み、弱者を扶く是人情の自然なり。而して慈善、救極の事業は皆此に因す。（中略、筆者）以上は素より人と人との関係なるも又以て人と獣との関係に及すを得べし。野蛮国に在ては、獸類に対する情操甚だ乏し、彼等は禽獸を望めば、直にその肉と皮とを連想す。（中略、筆者）然れども文明人には知識、意力の昂進すると同時に情操又自ら発育し、之より起る

一切の要求及満足も決して抑制する能はざるに至る。(中略、筆者)
(東京市の牛馬の状態をあげ、筆者)此の惨状を目撃して良心の刺
激なく、心情又氷の如きは是れ天晴れ文明人士の心事こころ？然らば文明
は人道の敵なり。」

この項では、動物愛護が文明人の嗜みの一つとして取り上げられ、
文明化すればするほど動物に対する情操が増すと述べられている。

二、牛馬酷役は人間の品位に矛盾す

「無益の殺生は人の権外にして又非道の醜行なり。斯る暴行は全
然人の人たる所以の品性を毀損す。夫れ暴利、暴益、非道の欲望に
駆られて彼等可憐の牛馬を使役するに一定の時間と適度の休養とを
以てせず、恬然自若彼等を死苦の悶絶に陥れて毫も介意せず、世又
怪まざるに至ては、その醜態殆ど言外に逸す(中略、筆者)世若し
良心なく、人道なくんは、是れ社会にあらざして、犬猫の群と何ん
ぞ撰んや。」

この項は、無益の殺生や動物への虐待は、「人道」への背理であ
り、「人道」がなければ、人間も犬猫同様である、とする「人道」
主義の奨励である。

三、牛馬酷役は社会の秩序を紊乱す

「然り社会は人間の教育所なり、生活発展の境遇なり。(中略、
筆者)社会の個人に及ぼすの勢力豈に夫れ大いならずとせんや。東
京市に於ける牛馬の酷役は如何、市人は之に目慣れ居るを以て敢て
怪まざるが如し。野犬撲殺せらるれば兒女群をなして之に尾行し、
牛馬苦役に堪へずして路頭に倒るれば、人群り困んで之を笑観す。
是れ何たる怪事ぞ、此に至て人情の美全く地に落ちたりと言ふべし。
(中略、筆者)希くは警視総監たる者更らに一步を進めて牛馬取締
を厳行せよ。社会の治安を妨害する物、豈只だ強激の政談演説のみ
ならんや。」

野犬の撲殺や牛馬の酷使は、社会の治安を乱す要因の一つである
ため社会教育上からいっても、動物虐待をやめさせるべきである、
と当時野犬狩りの監督官であった警視総監に呼びかけていたのであ
る。

四、牛馬酷役は経済上必ずしも利ならず

「若し彼等(牛馬、筆者)に適度の食物と休養とを与ふることを
せずんば、有限なる彼等の労力は速かに朽ちん、彼等は未だ命至ら
ずして斃れん、然らば反て得失相償はざるにはあらざるか。」

牛馬を使役する際には、適度に休息と餌を与えた方が、経済的に
も効果がある。そのことから、単なる牛馬の酷使は経済的にも損

失である、と合理的な側面からの動物愛護の奨励を語っている。

五、牛馬酷使は国家の体面を潰す

「内地雑居は目前に迫れり（中略、筆者）余思ふに我国に於ける牛馬酷役の現状は必らず彼等外人の視圈に映する事物の一ならん。（中略、筆者）彼等外人は屢々日本人が性残忍にして毫も下等動物を憫むの美性を有せずと極言するに於てをや。（中略、筆者）読者或は事の細小にして意に介するに足らずと言はん、然りと雖も我が我国の体面を潰かし、加ふるに外人の感情を傷ひ、延いて施政上幾多の妨障を醸生するに至ては、決して不問に付する能はざるなり。」⁶⁴

この年に、条約改正が終了する。そのためか内地雑居を例に挙げ、外国人から見た日本の牛馬虐待の状況が日本の政治にまで影響することを懸念している。国際的な日本の体面を維持することからも動物愛護を推進していたのである。

以上がその内容の要約であるが、そのキーワードとなるものは、文明化、人道主義、社会教育、経済効率、国際化、といった五点到わたる近代化の重要な指標を含んでいると言えよう。つまり廣井の動物愛護論は、日清戦後の戦勝国日本が望んでいた時機に応じた将来像、例えて言うなら「一等国」と呼ばれた列強に伍するためには不可欠な要素を孕みながら、展開されていたと考えられる。この点が、巖本の動物愛護論との大きな違いであり、この論考を皮切りに動物

愛護論争が惹起されていった理由とも言えよう。

第三節 論争とその周辺

さて、この論説は、発表後直ちに大きな論争を呼びおこすが、その間の事情が、廣井の回想録に記録されている。この節では、その回顧録を中心に、この論争の舞台裏を明らかにしてみる。

明治三二年七月に、廣井は、旧知の宗教学者姉崎正治（潮風、当時、一高教授）宅で高山樗牛（「太陽」文芸欄担当）と知り合う。その時、廣井が数日前に見た円太郎馬車の馬が虐待のために昏倒した事件を語ると、それを「太陽」に寄稿することを樗牛から依頼される。⁶⁵

寄稿後、樗牛が反論を開始するがその辺りについて廣井の回想録を引用してみよう。

「私の文章が太陽に掲載され終わると直ぐ次の太陽紙上で樗牛は熾んに私の攻撃を始めた。『牛肉を食ふ廣井君が動物虐待防止を主張するは矛盾も亦甚し』と云ふ鋭い論難だ。樗牛と私との間に一合又一合と論戦が交はされた。樗牛と無二の親友であつた潮風と龍山学人（荻野仲三郎君）は私を支持した。私は樗牛の論難を心に樗牛に感謝した。何となれば樗牛の攻撃は反つて動物愛護の為めの大きなプロバガンダとなつたからだ。動物虐待の問題を朝野の識者が取り上げたことに就いては私は樗牛に負う所が決して少なくないと思

じてゐる」⁸⁶⁾

廣井と樗牛との論戦は、樗牛が元々計画したものであり、そのことによつて動物愛護論が、世間に拡大して行つたことが窺える。

では、次にその論戦を検討してみよう。

その論戦は、翌明治三二年九月二〇日号「太陽」記者と読者欄で開始される。

宗襄生（高山樗牛）は、「牛馬虐待は人道に背ける非行とは万々承知仕候得共、吾々は現に彼等の肉を食ひ居る事実をば如何に解釈可致候や⁸⁷⁾」、と質問を投げつけている。

それに対して、廣井は、次号（一〇月五日）で、以下のように回答している。

「苟も社会が肉食を以て活発有為なる生活々動の必要条件となす間は、下等動物が天地間に於ける最高の使命を有する人類生存の犠牲となるも又実に止むを得ざるの悲劇にあらずや⁸⁸⁾」。

廣井は、必要悪としての肉食であり、単なる虐殺ではなく、人類の生存のためのやむを得ない手段である、と答えている。

さらに同誌において、編集部は仏教徒と比較することで、次のように廣井論を支持している。

「死せる道徳は到底人心感化の活力たる能はず。不殺戒を唱ふる律僧の門下動物の虐待を看過して、徒に川施餓鬼放生会の兇戯を奨励し、一も具体的問題に対して活不殺を振作せざるは勢の自然にあ

らずや。廣井氏の牛馬虐待制裁論は前途尚遠なり。十善会の不殺戒固より唱へざるに勝るや万々なり。而も前者は生ける人心に訴へ人間の品性を高むるに注意せる活運動なり、後者は死せる戒条の固守に終わらんとす⁸⁹⁾」。

次いで、翌一〇月二〇日には、再び宗襄生がいくつかの質問をしている。その中でも前回の質問に関連したものは、「食肉は先代の遺習生存上の必要なれば已むを得ざる罪惡なりとの廣井君の御説、是れ亦如何はしく被存候、食人俗は先代の遺習として許容せらるべきにて候や、又人類が自家生存の必要の爲には如何なる事を爲すも已むを得ずとして許容せらるべきにて候哉⁹⁰⁾」、と言つた、議論のための議論に近いものであつた。

しかし廣井は翌一一月五日に再び回答している。

「肉食廃止は万民の欲する所ならんも、肉食持生の慣習と歴史の上に立てる社会体制は、是に換ゆるの新方法を発見するにあらずんば、不善と知りながらも、所謂必要なる不善として認許するの外無之候。肉食全廃せずんば、虐待廃し難しとなす貴君の御高論実は反て誤推なるべく候⁹¹⁾」。

こうして廣井と高山樗牛との論争は、終結するが、この論争を契機として仏教界は廣井に注目し始める。

「中央公論」編集部（主筆、桜井義肇）は、同年一〇月号に「動物保護と我國の基督教徒」という論説で、キリスト教を批判するが、

一方で廣井、巖本らの主張を肯定的に捉えた意見を發表する。

「我国農民の多数が、今猶牛馬の肉を食ふを以て快しとせざるは、平生之を使役し其關係恰も主従の如きの感あればなり、これを彼の其声を聞て其肉を食ふを何とも思はず、自ら飼養せる家畜を屠殺して平氣なる、彼れ欧米人に比すれば、他の生物に対する東西の感情根本に於て全く相異なるを觀る。蓋し恩禽獸に及ぶと及ばざるとは東西道德の一大分岐点にして、奴隸保護、動物保護の聲、近世彼地に於て大なるものは、却て彼等が他の人種他の動物に対して如何に酷遇せるかを反証せるものたり、基督教我国に入りてより宣教師輩がこれらの思想に就て、半点も我国民を善化したるの形跡無きを以ても知るべし、只基督教を日本的に同化したる人士中嘗て巖本善治氏の排遊獵を唱ふるあり、近時又廣井辰太郎氏の熱心なる動物保護を唱ふるを見る。吾人は日本基督教界の一進歩として大に此傾向を歓迎する」

ここでは、動物愛護は、本来仏教側にある発想で、キリスト教のものではないということ、巖本・廣井もキリスト教を日本的に同化したからこうした発想が生まれた、という動物愛護仏教「本家」説が再び主張されている。

また同年一二月には、同誌は「動物保護法案」と言う論説で、
「今や仏教の感化漸く委微し、人情増酷薄にして、大都の中央に於てすら牛馬を酷使して仆して後ち已まんとするもの多きは頗る寒

心す可きものあり、願くは勢力あると称す全国の仏教徒尚真個に衆生吾子の金言を忘れずんば徒らに現今の如き無益の盲動をなすことを止めて先づ議院に向て動物保護法案を提出し牛馬の酷使、無益の殺生を禁ずるの運動を講ず可きにあらずや」、と仏教徒による動物保護法案の提出を主張している。

こうしたキリスト教徒、仏教徒や知識人を巻き込んだ動物愛護の主張は、この時期に大いに新聞雑誌を沸かすことになった。その結果、従来動物に関しては、生物資源としてしか解釈してこなかった政府に、動物は保護の対象であると認識せしめ、動物保護の法令を出させるに至ったのである。

第四節 動物保護についての法令

動物保護についての最初の法令は、明治三十四年七月三十一日に出された農商務省訓令第一八号およびそれを実施するに際して出された農務局長通牒農發第四〇四号「動物保護ニ関スル要項」（同年一月二八日）である。

先ず前者の訓令からみてみる。

「從來牛馬ノ飼育及使役ノ方法ヲ見ルニ駕馭調教其當ヲ失シ 往々苛酷ニ流レ疾病ノ有無ヲ問ハズ 妄ニ之ヲ使用シ或ハ体力ノ如何ヲ察セズ過度ノ使役ニ供シ或ハ發育及資質ヲ妨グベキ取扱ヲ為シ之カ為メ動物本来ノ良性ヲ損シ發育ヲ害スルモノ少ナシトセズ今ヤ牛馬

ノ改良ハ漸次其歩ヲ進メントスルノ時期ニ際シ 尚是等ノ弊習ヲ存スルハ大ニ遺憾トスル所ナリ^四。

これがその内容のあらましであるが、動物とりわけ家畜—牛馬についての、取扱方法についての法令である。趣旨は、牛馬を酷使せず、程よく取り扱い、本来備わっている良い性質を引き出し、十分に発育させるようにする、ことである。この法案の骨子は動物愛護論と同様のものであり、廣井や仏教界などの論議の影響が明らかに見て取れる。

またその施行令ともなった「動物保護ニ関スル要項」であるが、その内容はかなり細かいものとなっている。その前文では、同訓令を施行するに際して、欧米各国の牛馬取扱の標準的なものを調査して、わが国に適應するものを作ったと述べてある。次に、簡単に要約してみる。

第一、使役に支障のある牛馬や病気の牛馬は使用してはならない。

第二、牛馬の使役の方法、荷物の重量、速度および労働時間の設定。

第三、使役牛馬の年齢を制限する。

第四、孕牛馬の使役を制限する。

第五、子馬の無理な調教と管理を制限する。

第六、牛馬に苦痛を与える行為を禁止する。

第七、闘牛などの牛馬の闘争を禁止する。

第八、牛車、馬車の車輪の歯幅を規制し、牛馬に無理な負担をかけるないようにする^四。

以上であるが、従来牛馬に関する規制が全く存在しなかったことを考慮すると、非常に細かい牛馬保護の規制が敷かれたことになる。動物愛護は、その議論が本格的にはじまってから、牛馬に限ってではあるが、短時日で法案化されるという幸運に恵まれたと言えよう。勿論その背景には、日清戦争の経験からくる軍馬の供給等の国家的な利害が、こうした条件以外に関与して来ると思われるが、そのことには本稿では触れず、さらに動物愛護運動そのものに注目していきたい。

第三章 動物虐待防止会の設立

第一節 廣井回顧録と動物虐待防止会

では最初に、前章でも少し触れた廣井の回顧録^一によって、動物虐待防止会設立の事情をみてみよう。

回顧録三（昭和一四年三月一五日）を見ると、在世仏教の大家である大内青巒が廣井と樗牛の論争を読み、興味を惹かれたので、「中央公論」の編集長桜井義肇を廣井宅へ派遣したと、記載されている。

そこで廣井は、彼の記憶によれば、桜井の斡旋で大内青巒と明治三年の初冬か、三年の初めに会談することになる。

その会談の際、大内青巒は廣井に次のように述べている。

「自分は君の主張に全然同感だ。是非共君の念願を成就させたいと思ふ。そして其予備工作として主として仏教界の有力者を招請して日本橋俱樂部で一會を催ふし君を中心として色々相談をしたい」。

ここにキリスト教副牧師廣井と仏教界との繋がりが生まれ、動物愛護運動展開の具体的な足がかりができたのである。このことから同運動が、開始に際して仏教界の積極的な働きかけであったことがわかる。その翌年、廣井は神奈川県通訳に採用（明治三年三月三十一日付）され、次いで福井中学校教諭心得に任官（明治三年二月二七日—三四年一月一日）したため日本橋俱樂部での会合は開かれず、同運動は廣井の再度の上京まで、停滞したままとなる。⁽⁴⁾

明治三四年一二月七日、上京した廣井は直ちに、大内青巒を訪ね、動物愛護会設立についての懸案を相談に行っている。⁽⁵⁾

翌明治三五年二月二日に大内青巒の呼びかけで、仮称「日本人道教育会」の第一回会合が早速、日本橋俱樂部で催された。その来会者は、島地黙雷（仏）、梅原融（仏）、前田慧雲（仏）、干河（原）貫一（仏）、大内青巒（仏）、桜井義肇（仏）、痴山義亮、廣井辰太郎（キ）、巖本善治（キ）である。確認できる範囲で、仏教関係者を（仏）、キリスト教関係者を（キ）としてみたが、圧倒的に仏教

関係者が多いことが了解できよう。⁽⁶⁾

またこの仮称についてだが、「人道会」という名称は、当時動物愛護団体を表すものとしてよく用いられた。後年の新渡戸真理子の創設した動物愛護団体の名称もこれと同様で、「日本人道会」と称している。

明治三五年二月六日、大内青巒、桜井義肇、巖本善治、廣井辰太郎の連名をもって、二月九日に一橋学士会で「動物虐待廃止会」設立の相談会を開催するについての招請状を発送する。⁽⁷⁾

同年二月九日、「動物虐待廃止会」設立第一回相談会を開催する。参加者は、大内青巒（仏）、高楠順次郎（仏）、高島米峰（仏）、前田慧雲（仏）、桜井義肇（仏）、廣井辰太郎（キ）、巖本善治（キ）、荻野仲三郎、である。

その時の、決議として、

- (1) 廣井宅に仮事務所をおく。
- (2) 生体解剖、博物標本採集などにはさし当たり反対しないこと。
- (3) 高島平三郎、廣井の両名が、趣意書を起草すること。

が決定する。⁽⁸⁾

同年二月二十八日 第二回相談会が学士会で開催される。その参加者は、高島平三郎、荻野仲三郎、梅原融（仏）、高島米峰（仏）、桜井義肇（仏）、廣井辰太郎（キ）であった。この時、井上哲次郎、川瀬元九郎、内藤虎次郎（湖南）、島田蕃根、河瀬秀治らが新たに

発起人に参加することが了解された。

同年三月五日 大内青巒から動物愛護会へ同会最初の寄付金となる二〇円がもたらされる。⁹⁾

この相談会以降、取材および入会者が集まり始める。先ず、ジャーナリズムの取材者として、石浜鐵郎(時事新報記者)、山縣五十雄、黒岩周六、斯波貞吉(以上三名、萬朝報記者)の取材があり、後にこれらの記者はほとんどが同会構成員となる。

また最初の入会者としては、日本人側は青木周三(その後、鉄道省次官、横浜市長を歴任)、欧米人としてはチェンバレーン氏(東京帝国大学名誉教授、言語学、日本語研究)が入り、後にメンデルソン氏(横浜メンデルソン商会)、ベリッグ氏(在横浜)、ソルマン氏(英国新聞通信員)が続いて入会している。¹⁰⁾

同年三月一六日に、第三回動物虐待防止会設立相談会が、学士会で開催される。参加者は、酒生慧眼(仏)、高島米峰(仏)、桜井義肇(仏)、脇田堯悼(仏)、村上専精(仏)、廣井辰太郎(キ)、荻野仲三郎である。さらに発起人リストに沢柳政太郎、山縣五十雄が増える。また近々、発起人全部を確定し、正式の趣意書を発行し、運動を開始することについて論議する。

同年四月二〇日に第四回動物虐待防止会設立相談会が開催される。

参加者は、大内青巒(仏)、高島米峰(仏)、境野哲(仏)、梅原融(仏)、桜井義肇(仏)、安部磯雄(キ)、神田佐一郎(キ)、廣井

辰太郎(キ)、本田増次郎、荻野仲三郎、高島平三郎である(これ以後の(仏)(キ)の分類は後節において行う、筆者)。この会議で、参加したキリスト教関係者の安倍、神田の二名は、ユニテリアン協会に所属する人々で、この団体は全ての宗教の統一を求める一派であり、当時は仏教界とも連帯していたと考えられる。新たに発起人に近衛篤麿と福島安正少将が増える。

同年五月一五日に、第五回動物虐待防止会設立相談会が開催される。来会者一〇名であるが、その氏名は不明である。

同年六月一五日に、第六回動物虐待防止会設立相談会が開催される。来会者二五名であり、新参加者が増える。その筆頭は、山縣悌三郎で、以下、インド人のダンマパーラ、プーランシンの二名、岸辺福雄、堺利彦、江原素六、岡崎雪聲、内村鑑三、根本正、福岡秀猪、河瀬秀治、好木督、湯本武比古、沢柳政太郎、後藤牧太、酒生慧眼、宮田修、斯波貞吉、片山國嘉、加藤咄堂、河野学一、川瀬元九郎、吉田賢龍などが参加する。

同年七月一五日、第七回動物虐待防止会設立相談会が開催される。来会者は一五名、その氏名は不明である。

同年九月二一日、第八回動物虐待防止会設立相談会が開催される。しかし、その内容は不明である。

同年一〇月一五日、第九回動物虐待防止会設立相談会が南甲賀町同会事務所で開催される。参加者は、山縣悌三郎、湯本武比古、桜

井義肇、廣井辰太郎であり、以下の事項が決議されている。

- 一、同月二五日、三田四国町唯一館において総会を開催する。
- 二、演説者中に外人二名を加える。
- 三、懇親会を三緑亭で行う。

同月一〇月二五日に、ついに、動物虐待防止会第一回総会が、三田唯一館において開催される。その来場者は二五〇余名であり、弁士として、山縣悌三郎、大内青巒、本田増次郎、黒岩涙香、村上専精、廣井辰太郎を迎え、開催された¹¹⁾。

その席上、評議員選挙が行われ、以下の人々が選出されている。

大内青巒、江原素六、黒岩周六、山縣悌三郎、本田増次郎、山縣五十雄、桜井義肇、高島平三郎、高島米峰、井上哲次郎、チェンバレン、島地黙雷、巖本善治、片山國嘉、内村鑑三、ライト嬢、佐治実然、堺利彦、村上専精、湯本武比古、神田佐一郎、斯波貞吉、荻野仲三郎、酒生慧眼、梅原融、境野哲、廣井辰太郎。

その後、推薦によつて、大隈重信、姉崎正治、沢柳政太郎、高楠順次郎、鎌田栄吉、飯島魁、向軍治、福岡秀猪、井口丑二、荒川重秀、尾崎行雄、入江濤吉（獣医）、渋沢栄一、根本正、副島八十六、手島益雄、河瀬秀治、前田慧雲、が評議員に加わる。

会長をどうするかと言う論議で、当時の東京府知事千家尊福男爵（神道）を担ぐことになり、副会長を大内青巒（仏教）、江原素六（キリスト教）、が引き受け、廣井辰太郎が常任幹事、桜井義肇が幹

事、菊地武夫博士を法律顧問、山本直良が会計監督となる¹²⁾。

ここまでで廣井の回顧録からの検討を終わるが、このかなりクロノジカルな記録から、動物虐待防止会が具体的にどのような出来上がったのかを理解できよう。

廣井の論説掲載後、大内青巒が廣井を招聘し、会合の設定、資金の準備、人脈の提供をおこなつて仏教サイドでこの会が設立されていったことが明らかとなつた。と同時に仏教界は、キリスト教界や知識人たちが参加し易いよう、同会会長、副会長に神道、仏教、キリスト教の各宗教代表者を選任し、この会に超宗教的な性質を獲得させようとしたことが了解できる。

次節では、さらに同会の設立趣意書を検討し、その構成員の性格を明らかにしたい。

第二節 動物虐待防止会と各界の意見

この節では、明治三五年一〇月二五日に結成された動物虐待防止会の設立趣意書とその反響、および各界の主張を分析する。

(1) 動物虐待防止会設立趣意書

同趣意書は廣井辰太郎および高島平三郎によつて起草され、内容は超宗教的なものとなっている。その内容を見れば、同会規約に明記されている「本会は博愛の精神と人道擁護の主義より動物虐待の非行を防止するを以て目的とす」、という文言がその大まかな主張

である。さらにその趣意は四項目に分かれ、

一、文明国民としての動物愛護

二、青少年教育としての動物愛護

三、残酷な児童を放置すると、後に殺人者になる可能性が高いので

虐待を禁止する

四、家畜の虐待、遊猟の禁止

これらをまとめて「要するに動物の虐待は、人類の品位と文明社会の体面とを汚漬し、国民の幸福を破壊し、又社会の美観を損するものなり」としている。

(2) 各界における趣意書への反響

この趣意書に対する反響は、直ちに仏教界、キリスト教界、教育界に表れてくる。それぞれの内容を見てみる。

◆ 仏教界

同会の後ろ盾でもあった仏教界は、同会の趣意書が未だ一般に公表される直前の明治三五年五月に、「中央公論」誌上でその内容を発表し、以下のようなコメントを掲載している。

「人間の虐待を防止するが為め、先づ動物保護の習慣を作るの必要なるは教育家齊しく認むる所、大丈夫児の心には、悪を懲らす為に衆に先んじて砲煙の間に投じ、人を救ふが為に身を挺んで、猛獣毒蛇を刺すの勇有ると同時に、無害の生物に対して博愛相憐、其恩禽獸に及ぶの襟度有るべきものなり。一個重要なる社会問題教育問

題として動物虐待の防止を完全にすることは文明世界に欠くべからざるの事業たりとす」。

この意見には、宗教色はほとんど見られない。社会問題および教育問題として一般化した動物虐待防止を世論に訴えているだけである。仏教界は、その設立の経緯からも了解できるように、敢て仏教色を払拭しても、同運動を全面的に支援する体制を準備していたと考えられよう。

◆ キリスト教界

では、キリスト教界ではどのように防止会の設立をとらえていたのだろうか。

東京婦人基督教矯風会機関誌「婦人新報」（明治三五年六月二五日、第六五号）社説「動物に対する義務」では、

「聖書に曰く『正しき人は動物の生命を重んず』又曰く『天に在す父の赦なくば一羽の雀も地に落ちず』と。これ実に動すべからざる証左にあらずや。然るに主の博愛の聖訓を垂れ給ひてより茲に二千年、釈迦の殺生戒を教へてより殆ど三千年の今日にも猶ほ動物虐待を誠むる声絶へず。近来に於て動物虐待防止会なるもの、我国に創設せらるゝに至りたるは何の故ぞや、吾人はかゝる団体の組織せざるべからず、また之を歓迎せざるべからざるを悲まずんばあらざる也。（中略、筆者）欧米各国に於ては既に已に習慣あり法律ありて、動物の保護をなすが故に稍見るべきもの少なからず（中略、筆

者)畢竟するに動物保護のことは法律問題と云はんより、一個の人道問題として世の学者教育家父母の注意あらんことを希ふもの也」と、同会の設立を歓迎している。

愛護に対する考えは、仏教の三千年前からある殺生戒、と同様キリスト教にも二千年前から存在していると、教義問題を不問とし、共通性のある人道問題として取り組むべきであると主張している。そのため特に学者、教育家、父母に注意を呼びかけていることが特徴的である。

また翌三六年四月三日の『家庭雑誌』において、内村鑑三はその点について以下のように述べている。

「我々と馬、牛、犬、猫、蝶、鳥とは互に助けあはねばならぬ。何となれば、同じく是れ動物であるからと云はねばならぬ。人の同情は是非こゝまで来ねばならぬ。若し動物を酷く取扱ふ人あるならば、其人は必ず雇人を酷く取扱ふ人である。若し動物を用捨もなく鞭つ人があるならば、其人は必ず細君をナグル人である。動物を軽んずる心は即ち人を軽んずる心で、動物を愛する心は即ち人を愛する心である、されば、動物を酷く取扱ふ事は、一人としては実に人たるの名に恥づべき事であり、社会としては実に文明の名に恥づべき事である。そこで動物の虐待(即ち酷く取扱ふ事)を防ぎ止める会が思ひ立たれたのである」。

この内村の発言が、キリスト教界の動物愛護運動への理解を端的

に物語っている。この発言には全く宗教性はなく、言わば一般道徳や倫理の問題として同運動への賛意が見て取れる。当初の巖本の述べた動物虐待⇨人間虐待という「人道」主義的な観点から、同運動を積極的に推進しようと思図していたのである。

◆教育界

教育界においては、趣意書そのものが、青少年教育に言及しているため、多くの議論が出されるが、その代表的なものとして、帝国教育会の会報である『教育公報』誌上に掲載された二つの論考をみる。

最初は、哲学者加藤弘之の「動物虐待防止に就いて」(第二六四号、明治三五年一〇月一五日)を検討する。

その主張は、

「虐待と云ふことが悪いならば馬や牛と云ふものを唯勝手に山でも野にでも住まはせば宜い話で、人間が使うと云ふことが既に虐待になるのである。(中略、筆者)どうしても虐待と云ふものは人間の開化の為に大公益を為して居る、動物の虐待と云ふものが無かつたら人間の開化と云ふ者は無い、(中略、筆者)私の考へでは人間の利益になることに付ては虐待を防止してはならぬ、利益にならぬこと迄虐待をしてはならぬ、そこで人間の利益になるまでは虐待をする、人間の利益にならぬことにまで、虐待すると云ふことはよくないことである、それは止めて仕舞ふ方が宜い、(中略、作者)唯

動物に向つての憐み、情と云ふことが主になつて虐待を防止することになると酷い間違ひにならうと思ふ、又教育上に於てもさう云ふことは矢張り善くないことである、教育上に於ても人間に必要と云ふことであれば動物に対しては已むを得ずそれだけのことはしなくてはならぬ、(中略、筆者) 唯仏教的に流れて人間社会の利害を度外に置いて憐みの情と云ふことばかりを以てやると大變な間違ひが出来る、

と人間の利益にならない虐待は反対であるが、その利益を度外においた仏教的な「憐れみの情」からの愛護には賛意を評しかねる、という批判的な意見を語っている。

では、次に教育家湯本武比古の「社会教育の事業に就て」(「教育公報」第二六三号、明治三五年九月一五日)に記された「動物愛護」への見解をみてみる。

「儒教の方に於きましては動物に対する道德上の心得はどうであるかといふに、是も仏教などとは大變趣きを異にして居る、論語にては子釣而不網、戈不射宿とあつて、殺生してはならぬ云ふことは無い、或は曾子が樹木以時伐焉、禽獸以時殺焉と云ふことがある、又孔子は断一樹、殺一獸不以其時非孝也と言つて居る、併ながら絶対的に殺して悪いと云ふことは儒教に於てはありませぬ、(中略、筆者) 儒教に於ての動物に対する態度は私共が今日動物虐待防止会を立てる上に於て最も採るべき所の方針であると考え(中略、筆者) 御

前は動物虐待防止を言ひながら蚊を何故殺した、御前は動物虐待防止会員でありながら牛肉を食つちやいやいけないや無いか(大笑)或は動物虐待防止会と云つたならば蚤も殺さず蚊も撲たないやうな趣意でありはしないかといふやうに世間の人が誤解して居ります、我々はそんな意味ぢや無い、我々は先刻申しました通り場合に依つてはビビセクションを行ふことも妨げない、併ながら唯無益に動物を殺すとか或は人間の為に労力を助ける牛や馬に其力以上の物を負はせてさうして之を鞭でなぐるとか或は足で蹴るとかいふやうなことは人情として是は出来得べからざることである」。

湯本は、動物の殺害も人間に必要なとあれば認める儒教的な動物観に基づいて虐待防止をすべきである、と主張している。つまり湯本の意見も、加藤と同様、人間の利益になるならば殺害をやめることはできないという、前提を持ちながら、無益な殺生や虐待には反対すると言う立場を取つていた。しかし後述するがこの湯本も同会発起人であることを考えれば、教育界の意見も吸収した上で同会が成立した事が了解できるのである。

以上三者の意見をみてみたが、仏教界、キリスト教界、教育界は、いずれもそれぞれの枠組みの中ではあるが、一定の賛意を評していたと考えられる。こうした意見のもとで、発起人が選ばれることになるが、果たしてこの構成員は、どのような人員から成り立っていたのであろうか。次節ではこの点を検討する。

第三節 動物虐待防止会発起人の構成

この節では、動物虐待防止会発足時の発起人名簿を分野別に分類し、その構成員ならびに同会の性格を分析してみる。なお、この名簿は、「動物虐待防止会設立趣意書」および回顧録から抽出したものをを用いる。(以下を表にしてください、中村)

動物虐待防止会発起人分野別分類

(1) 仏教界(僧侶および居士)

- ① 井上円了 仏教哲学者、哲学館(東洋大学)創設者、政教社
- ② 河瀬秀次 居士(還俗) 仏教の代表者、官僚として知事を歴任後、仏教者、美術・仏教界指導者、青巒門下
- ③ 加藤熊一郎(咄堂) 仏教運動家、円了に感化を受け、仏教教化運動を開始
- ④ 高楠順次郎(沢井恂) 仏教学者、南條文雄の後を受け東京帝国大学教授、「反省会雑誌」桜井と共に創刊
- ⑤ 高島圓(米峰) 革新仏教思想家、「中央公論」評論担当、真宗本願寺派僧侶、廃娼運動家
- ⑥ 南條文雄 仏教学者、東京大学講師、三六年から真宗大学学監(大谷大学学長)
- ⑦ 内藤虎次郎(湖南) 東洋史学者、大内青巒のもとで「明教新誌」を編集

⑧ 村上專精 仏教学者、真宗大谷派学僧、哲学館講師、帝国大学講師、青巒門下

⑨ 大内青巒 居士仏教者の第一人者、仏教思想家、本願寺法主光尊侍講

⑩ 前田慧雲 浄土真宗本願寺派の学匠、教務研究所長、三六年から高輪仏教大学長

⑪ 佐治実然 新仏教運動、ユニテリアン協会会長、のち「統一基督教会」を始める(佐治については、仏教家としてユニテリアン協会に参加している為、仏教界に算入した)

⑫ 桜井義肇 仏教運動家、真宗本願寺派、「反省会雑誌」創設者、中央公論社社長、のち本願寺大谷光瑞と対立し、三七年「新公論」を創設

⑬ 境野哲(黄洋) 仏教学者、真宗大谷派、哲学館講師、円了・專精門下

⑭ 島田蕃根 居士仏教者の代表、昌平叢書の保存、天台教学を修め、法印となり、還俗する

⑮ 島地黙雷 真宗僧侶、勸学(宗門学会最高位)、政教社

⑯ 脇田堯惇 日蓮宗宗教院

⑰ 酒生慧眼 第一仏教中学校(西本願寺)校長

⑱ 梅原融(龍北) 日華学堂講師、中央商業学校主幹(高楠が校主)、中央公論編輯。簡易商業学校設立(一九〇〇)

(2-1) キリスト教界(牧師・伝道師)

- ① 戸川残花 牧師、詩人、評論家、日本女子大学の創立に参画
- ② 好木督 盲人伝道の開拓者
- ③ 今井壽道 聖公会、(一八六三—一九一九)

日本聖公会東京アンデレ教会牧師。香蘭女学校設立、初代校長(一八八八)。聖公会神学院設立、初代校長(一九二一)

- ④ 青木律彦 独逸神学校卒、京都普及福音教会、廣井の同窓
- ⑤ 増野悦興 安中教会第四代牧師(一八九五)
- ⑥ 神田佐一郎 ユニテリアン協会の中心活動家、日本ユニテリアン第一協会設立、ハーバード大卒、その後、一九一一年以降は家業の捕鯨業を継ぐ

(2-2) キリスト教関係

- ① 廣井辰太郎 本会創始者、ユニテリアン協会
- ② 高橋五郎 語学者、評論家、社会問題研究会、バラより受洗
- ③ 岸本能武太 宗教学者、東京専門学校教授、比較宗教学会創立者、ユニテリアン協会、社会主義研究会、丁酉倫理会
- ④ 安部磯雄 ユニテリアン協会、東京専門学校教授、丁酉倫理会
- ⑤ 麻生正蔵 日本女子大学教授、成瀬仁蔵の片腕
- ⑥ 江原素六 カナダ・メソジスト、教育家、衆議院議員

(3) 学問・ジャーナリズム関係者

- ⑦ 成瀬仁蔵 教育家、日本女子大学創立者・学長
- ⑧ 巖本善治 教育家、明治女学校校長
- ⑨ 蔵原惟郭 熊本バンド出身者、政治家
- ⑩ 徳富猪一郎 熊本バンド出身者、国民新聞社主

① 井上哲次郎 哲学者、東京帝国大学文科大学長、丁酉倫理会
② 元良勇治郎 心理学者、東京帝国大学教授、丁酉倫理会、キリスト教徒(ただし、元良に関してはキリスト教徒として発言がないので、今回は学問・ジャーナリズム関係者に算入した)

- ③ 斯波貞吉 新聞人、「萬朝報」記者
- ④ 堺利彦 社会主義者、社会主義協会
- ⑤ 山縣五十雄 一高出身、「萬朝報」記者・編集長
- ⑥ 岡田朝太郎 刑法学者、東京帝国大学教授
- ⑦ 吉田賢龍 宗教哲学者、広島高等師範学校学長、丁酉倫理会
- ⑧ 川瀬元九郎 医者、体操改良運動(スウェーデン式体操)創設者
- ⑨ 片山國嘉 法医学者、東京帝国大学教授、禁酒運動家、同人会
- ⑩ 清水彦五郎 帝大寄宿舎舎監、東大書記官、のち東京商業学校校長、同人会
- ⑪ 榊保三郎 医学博士

(4) 教育界

- ① 篠田利英 教育学者、東京高等師範学校教授
 - ② 宮田修 女子教育家、奈良県畝傍中学校教諭、後の成女高等学校長、丁酉倫理会
 - ③ 湯本武比古 教育家、開発社社長、東京高等師範学校教授
 - ④ 沢柳政太郎 教育家、文部省普通学務局長
 - ⑤ 後藤牧太 教育家、東京高等師範学校教授（物理学）
 - ⑥ 荻野仲三郎 教育家、東京女子高等師範学校教授
 - ⑦ 山縣悌三郎 教育家、帝国教育会評議員
 - ⑧ 辻新次 教育家、帝国教育会会長
 - ⑨ 棚橋一郎 教育家、英語学、元哲学館講師、東京女子高等師範学校教授、政教社、衆議院議員
 - ⑩ 高嶺秀夫 教育家、東京高等女子師範学校校長
 - ⑪ 高島平三郎 教育家、哲学・心理学・倫理学、学習院教授、丁酉倫理会
 - ⑫ 本田増次郎 英文学者、東京高等師範学校教授、“Black beauty”
翻訳家のち立教女学校校長、人道教育会の設立者
- (5) 実業・その他
- ① 洪沢栄一 実業家
 - ② 福島安正 陸軍少将、参謀本部第三部長

- ③ 近衛篤磨 華族、学習院長、貴族院議長
- ④ 加納久宣 農会および産業組合指導者、全国農事会幹事長、貴族院議員
- ⑤ 何禮之 官僚、翻訳家、貴族院議員
- ⑥ 不明者 河野学一

以上、(1) 仏教界一八名、(2-1) キリスト教界一六名、(2-2) キリスト教関係者一〇名、(3) 学問・ジャーナリズム関係者一十一名、(4) 教育界一二名、(5) 実業・その他一五名、(6) 不明者一名、といった構成である。仏教界とキリスト教界およびその関係者の宗教的な比率は、一八名対一六名という、僅差であり、それにも増して学問・ジャーナリズム関係者や教育界の人々が合わせて二三名も参加している。この構成から見えるのは、宗教性を払拭した社会運動、倫理運動、教育運動として、同会を発会させたかったと言ふ意図が明白であり、またいかに仏教界の後押しでこの会が発足したとしても、それ以後の方向性は、一般的なものとならざるを得ないことを暗示していると言えるだろう。

まとめにかえて

当初、仏教界の勢力のもとに開始された動物愛護運動は、超宗教的なターム「人道」論をその中心に受容することでキリスト教界や

教育界、さらに多くの知識人に受け入れられることになる。成功への大きな要因は、こうした仏教界が、廣井を始めとするキリスト教を越境せんとする人々「ユニテリアン協会」を包摂し、その影響下の知識人を獲得したことによると思われる。つまり超キリスト教的要素の濃厚なこの組織は、アメリカンボードなどに依拠していた当時の教派的キリスト教界とは一線を画し、いわば宗派を超えた「近代主義」宗教とも呼べる集団のため、仏教界も連携をとり易かったと考えることができよう。このことは当時の仏教界にとつては、一方で新仏教運動等を支える大きな基盤ともなるが、他方で宗教性の希薄さという意味合いから、反つて仏教界のニッチを狭めることにもなったと言えるだろう。

また動物虐待防止会は、その後、動物愛護会と名称を変更し（明治四一年一月一五日）、大正三年四月に成立する日本人道会（会長、新渡戸万里子）と共に、日本の動物愛護団体の代表となり、昭和期までその活動を続けることになる。しかし、在日外国人を中心に設立された日本人道会との合同はなされることはなかった。

以上、動物愛護運動のはじまりを叙述したが、その後の展開を分析するには至らなかった。また「人道」問題についても、十分な検討がなされていない。これらの点は、筆者の怠慢の為せる技であるが、今後補完し、論述する予定である。宜しくご寛恕されたい。

註

はじめに

第一章

- (1) 同誌、一頁。
- (2) 同誌、二頁。
- (3) 同誌、六頁。

第二章

- (1) 同誌、付録「少年会誌 明治廿六年六月 第六卷、一頁。
- (2) 同誌、六三頁。
- (3) その前月の「中央公論」明治三二年一月号に、「鉄道馬車の馬」、「遊獵」、「仏教に於ける人類对他動物」、「仏教に於ける殺生」が掲載されている。

(4) 同誌、六三頁。

(5) 同誌、六二頁。

(6) 同誌、六二頁。

(7) 同誌、六二頁。

(8) 「太陽」第五卷第一七号、一七四—一七五頁。

(9) ユニテリアン協会への仏教側からの理解は、

「我国ユニテリアン教徒の一部は仏教的基督教徒なり、仏教清徒同志会の大多数は基督教的仏教徒なり、共に新思想の代表者、互ひに相近き性を有して未だ会せざるもの、黙々の裡相許すところありしや疑ふ可らず」

（「ユニテリアンと清徒同志会の握手」『中央公論』第一六卷第五号、七

○頁)、と非常に好意的なものがあつた。

- (10) 同前「太陽」、一七六頁。
- (11) 「太陽」第五卷第十八号、一七二頁。
- (12) 同前誌、一七二—一七三頁。
- (13) 同前誌、一七四頁。
- (14) 同前誌、一七四—一七五頁。
- (15) 廣井辰太郎「動物愛護運動の回顧(三)」『動物愛護』第三号、昭和一四年三月一五日、一六頁。
- (16) 同前誌、一六頁。
- (17) 宗襄生(高山樗牛)「牛馬虐待に就きて」『太陽』第五卷第二号、四九頁。
- (18) 廣井辰太郎「宗襄生君の質問に答ふ」『太陽』第五卷第三号、五八頁。
- (19) 編集部「人心感動の一例—動物虐待と不殺戒」、同前誌、六一頁。
- (20) 宗襄生(高山樗牛)「再び牛馬虐待問題に関して(廣井君に問ふ)」『太陽』第五卷第三号、六一頁。
- (21) 廣井辰太郎「再び動物虐待防止に就て(宗襄生君に答ふ)」『太陽』第五卷第二号、六一頁。
- (22) 同誌、第一四卷第一〇号、四四頁。
- (23) 同誌、第一四卷第二号、一一二頁。
- (24) 「官報」第五四二二号、明治三四年七月三一日、四八五頁。
- (25) 大友源九郎編『馬事年史 三』、《明治百年史叢書》、原書房、一九八

五年、四六三・四六八頁より作成。

第三章

- (1) この回顧録の正式名称は、「動物愛護運動の回顧」であり、『動物愛護』の第一号から第三号(昭和一四年一月一五日—昭和一七年一月一五日)まで三一回にわたつて連載されている。以下、回顧録と略す。
- (2) 還俗したままの仏教者の仏教を言うが、この時期は在世仏教が非常に盛んであつた。
- (3) 回顧録四、第四号、昭和一四年四月、一七頁。
- (4) 回顧録二、昭和一四年二月一五日、五二頁。
- (5) 回顧録一三、昭和一五年一月一五日、五五頁。
- (6) 同前誌、五六頁。
- (7) 同前誌、五六頁。
- (8) 回顧録一四、第一四号、昭和一五年二月一五日、五九頁。
- (9) 同前誌、五九頁。
- (10) 回顧録一五、第一五号、昭和一五年三月一五日、六四頁。
- (11) 回顧録一七、第一七号、昭和一五年五月一五日、七一—七二頁。
- (12) 回顧録三一、第三四号、昭和一七年一月一五日、一四〇頁。
- (13) 「動物虐待防止会設立趣意書」『中央公論』第一七卷第六号、明治三五年六月。
- (14) 待山「動物虐待防止会の成立」『中央公論』第一七卷第五号、五九頁。
- (15) 同誌、第六二号、一一三頁。

(16) 「動物虐待防止会」『家庭雑誌』第一号、八―九頁。

(17) 同誌、二―七頁、なおこの演説は、同年八月一七日に帝国教育会で行われた。

(18) 同誌、三七、四一頁。

参考文献

- 1、今川勳『犬の現代史』一九九六年、現代書館
- 2、O・チエックランド著、工藤教和訳『天皇と赤十字―日本の人道主義一〇〇年』二〇〇二年、法政大学出版局
- 3、塚本学『生類をめぐる政治―元禄のフオークロア』平凡社ライブラリー一八、一九九三年、平凡社
- 4、尾崎敬承他編「動物愛護を唱えた人々―近代日本動物愛護運動小史」『愛玩動物』一九八二年九月号、日本愛玩動物協会
- 5、廣井辰太郎他編「動物愛護運動を語る」『動物文学』第八七号、昭和一七年九月一日